

2022年6月16日

各 位

会 社 名 株式会社NFCホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 中 鉢 和 宏
(コード番号:7169 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 藤 井 雅 文
(TEL. 03-6233-0300)

(訂正)「株式会社光通信による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年6月15日に開示しました「株式会社光通信による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」につきまして、記載内容の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正箇所】

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等
(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

【訂正内容】

(訂正前)

(前略)

これに対して、同年5月25日付けで、本特別委員会は、類似事例におけるプレミアム水準及び保険代理店関連事業について光通信が外部の会社から受けている提案における当社グループの一部事業に対する事業価値評価等も踏まえて、光通信に対して価格の再検討を要請しましたが、光通信からは、同年5月26日付けで、他社事例のプレミアムの平均値や中央値を上回らないことをもって妥当性を欠くことにはならないこと、外部の会社から受けている提案における当社グループの一部事業に対する事業価値評価等は法的な拘束力の無いものであり、客観的には、それよりも明確に低い金額での最終提案となる可能性の方が高いと考えていることなどの理由により、1,750円の提案が妥当である旨の回答がありました。これに対し、本特別委員会は、同年5月27日付け及び6月2日付で、同年5月26日付け上記光通信の提案書面記載の理由に対して見解を述べた上で、価格の再検討を依頼しました。

同年6月6日、光通信より、本売渡対価を1,830円とする提案することは可能という結論に達したとの回答がありましたが、本特別委員会は、6月7日付けで、類似事例におけるプレミアム水準等から光通信の提案金額は一般株主の利益を図る立場から十分な金額であるとは考えられないことを理由に、価格の再検討を要請しました。光通信より、6月9日付けで、二段階買取ではなく90%超の保有比率から上場廃止した事例等が少ないことから、他社事例を参照できるほどには他社事例が存在しない事例として本取引を捉えることも合理的である可能性があるとの主張と共に、本売渡対価を1,830円とする提案価格は十分に妥当な水準にあるものと考えているが、1,830円以上の提案ができるか否かについて引き続き検討を継続する旨の回答がありました。これに対して、本特別委員会は、6月11日付けで少数株主の立場からすれば支配株主による公開買付けの方法は参考になるとして光通信が提示した他社事案は本取引の参考にはならないこと等を理由に価格の再検討を要請しました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

これに対して、同年5月25日付けで、本特別委員会は、類似事例におけるプレミアム水準及び保険代理店関連事業

について光通信が外部の会社から受けている提案における当社グループの一部事業に対する事業価値評価等も踏まえて、光通信に対して価格の再検討を要請しましたが、光通信からは、同年5月26日付けで、他社事例のプレミアム率の平均値や中央値を上回らないことをもって妥当性を欠くことにはならないこと、外部の会社から受けている提案における当社グループの一部事業に対する事業価値評価等は法的な拘束力の無いものであり、仮にその一部事業に対する事業価値評価等を参照する場合であっても、光通信の提案している当社の株価評価は十分に妥当であると考えていることなどの理由により、1,750円の提案が妥当である旨の回答がありました。これに対し、本特別委員会は、同年5月27日付け及び6月2日付けで、同年5月26日付け上記光通信の提案書面記載の理由に対して見解を述べた上で、価格の再検討を依頼しました。

同年6月6日、光通信より、本売渡対価を1,830円とする提案することは可能という結論に達したとの回答がありましたが、本特別委員会は、6月7日付けで、類似事例におけるプレミアム水準等から光通信の提案金額は一般株主の利益を図る立場から十分な金額であるとは考えられないことを理由に、価格の再検討を要請しました。光通信より、6月9日付けで、二段階買収ではなく90%超の保有比率から上場廃止した事例等が少ないことから、他社事例を参照できるほどには他社事例が存在しない事例として本取引を捉えることも合理的である可能性があるとの主張と共に、本売渡対価を1,830円とする提案価格は十分に妥当な水準にあるものと考えているが、1,830円以上の提案ができるか否かについて引き続き検討を継続する旨の回答がありました。これに対して、本特別委員会は、光通信が事例は少ないとしながらも提示した、二段階買収ではなく90%超の保有比率から上場廃止した事例は、本取引の参考にはならず、少数株主の立場からすれば支配株主による公開買付けの方法は参考になるとして、6月11日付けで価格の再検討を要請しました。

(後略)

以上